

永田公園遊具等整備工事（設計・施工）要求水準書

1 趣旨

永田公園遊具等整備工事（設計・施工）要求水準書（以下「要求水準書」という。）は、永田公園遊具等整備工事（以下「本工事」という。）に係る公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の企画提案者に求める提案条件となる要求水準を示すものであり、本プロポーザルの企画提案者は、要求水準書に記載された事項を満たしたうえで、本工事に係る提案を行うことができる。また、本工事の受注者は、本工事が完了するまでの間、要求水準書を遵守しなければならない。

2 業務内容

(1) 本工事に係る測量、設計及び諸手続き 一式

※遊具等の整備に係る測量、設計図書等の作成、及び関係法令に基づく手続き等

(2) 公園施設整備工事 一式

※残土・ガラ処分、運搬費等を含む。

3 整備コンセプト

永田公園は、平成8年3月に開園した面積約2.6ヘクタールの近隣公園であり、公園内には、本市のランドマークである高さ16メートルの築山（通称：吉川富士／きよみ野富士）を有し、ケヤキをはじめとする樹木が多く茂る緑豊かな公園である。

また、平日・休日を問わず多くの市民に利用されているほか、「吉川市民まつり」や「きよみ野まつり」といった大規模イベントの会場としても活用されており、市を象徴するシンボルとして、市民から深い愛着を寄せられている公園である。

現在、公園内には健康遊具のほか、子ども向け遊具としてブランコ、スプリング遊具及び砂場を設置しているが、令和3年に木製複合遊具を撤去して以降、遊具を設置していない状況であり、「公園に遊具が少ない」「子ども向けの遊具がもっと欲しい」という利用者からの要望がある。

このことから、本工事は、公園の特徴や市民要望を踏まえ、既存資源であるケヤキなどの樹木を活かし、子ども達が木のぬくもりを感じながら遊べる「木材」を基調とした遊具などの公園施設を整備するものである。

なお、整備に当たっては、「永田公園遊具等整備工事（設計・施工）公募型プロポーザル実施要領」の「表1 企画提案に係る評価基準」に沿った整備とする。

4 共通事項

(1) 履行場所

永田公園地内（埼玉県吉川市きよみ野四丁目10番地）

（要求水準書「8 提供資料（2）平面図」を参照）

(2) 履行期間

契約締結日から令和10年1月28日（金）まで

（内、測量・設計期間：令和9年2月26日（金）まで）

(3) 提案限度額

50,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 要求水準

(1) 測量及び設計業務

① 測量業務

測量法（昭和24年法律第188号）及び関連法令に基づき、本工事に必要な測量を行うこと。

② 設計業務

本プロポーザルにおいて使用した企画提案書に基づき、本工事に必要な詳細図面、仕様書及び計算書等を作成すること。

(2) 遊戯施設の整備

国産木材を基調とすること。単に木材を使用するだけでなく、屋外設置における「劣化軽減」、「高耐久性」、「耐候性」及び「メンテナンス性」を十分に考慮し、以下の内容に合致する遊具について提案すること。

① 対象者

3歳～12歳の幼児・児童

② 要求事項

No.	要求事項	整備の必要性	具体的な内容
①	複合遊具	必須	のぼる、すべる、ゆれる、バランス、感覚遊び等で複合的に遊べる遊具
②	築山を活用した遊具	必須	既存資源である築山を最大限に活かした遊具
③	樹木と活用した遊具	必須	既存資源である樹木を最大限に活かしたツリーデッキ遊具
④	インクルーシブデザイン	任意	多様な利用者をイメージし、誰もが利用できる遊具

③ 整備基準

ア 遊具の安全に関する規準（JPFASPS:2024）（一般社団法人日本公園施設業協会）に適合又はこの規準に準じた遊具であること。

イ 製造物責任法（平成6年法律第85号）に対応する保険に加入すること。

ウ 遊戯施設周辺（安全領域内を除く）の舗装材については、安全に配慮し、かつ快適に過ごすことができる素材を提案すること。

エ 安全領域内の舗装材については、遊具の落下高さに見合ったゴムチップやゴムマット等の衝撃吸収性能の有する素材を提案すること。なお、芝生を採用する場合は、落下高さに応じた衝撃吸収マットを併用するなど、上記規準を満たす安全性を確保すること。

オ 素材については、ア～エを踏まえ、安全性、耐候性、耐久性、衛生面、維持管理の容易性等に配慮して選定すること。

カ 遊具等の一部として既存樹木を活用する場合、樹木の健康状態、耐荷重能力等、専門家による診断等を実施すること。また、樹木の成長阻害や負担軽減対策を図ること。

(3) その他公園施設の整備

公園利用における安全対策や美観向上に係る整備について可能な限り提案すること。

① 休養施設

保護者や介助者などが見守るためのベンチやパーゴラ、熱中症対策として、既存施設や樹木の木陰を利用した休養施設などを提案すること。

② 修景施設

永田公園をより美しく魅力的にするため、植栽や緑化等について提案をすること。

③ 管理施設（案内板、柵等）

ア 案内板については、遊具を設置するエリア周辺に設置すること。

案内板は、以下の内容をわかりやすく記載すること。また、案内板は、吉川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設等の設置に関する規準を定める条例（平成25年吉川市条例第16号）に基づき、多様な利用者にとって見やすくわかりやすい表現や配色、文字のフォント、ピクトグラムなどを選定し提案すること。

- ・遊具の遊び方
- ・利用上の留意事項
- ・その他必要な記載事項

イ 安全上必要と判断する柵等の設置について提案すること。

(4) 施工上の創意工夫

整備に当たり、現場発生材はできるだけ有効利用すること。

(5) 周辺環境への配慮

① 履行場所（要求水準書「8 提供資料（2）平面図」を参照）の周辺環境を勘案し、安全面に配慮した提案をすること。

② 既存の遊具エリアとの一体感を創出するとともに、車椅子利用者が駐車場や園路から遊具エリアへスムーズにアクセスできるようアクセシビリティを意識した提案をすること。

6 施工条件

(1) 施工日・時間帯

午前8時30分から午後5時まで（原則、土・日・祝日の終日を除く）

本工事においては、週休2日制に努めること。

(2) 留意事項

受注者は、要求水準書に基づく施工を行うとともに履行期間を遵守すること。また、測量及び設計業務が完了し、成果物を提出したのち、発注者の承諾を得た上で、工事に着手すること。

(3) 共通仕様書等

受注者は本工事の施工に当たって、公告日における最新の「埼玉県土木工事共通仕

様書」、「埼玉県土木工事施工管理基準」、「公園緑地工事施工管理基準」及びその他関係法令に基づき履行すること。

(4) 建設副産物

本工事で発生する建設副産物については、建設工事に関わる資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）を遵守し、適正に処分すること。

(5) 施工時の管理方法（写真等の記録、出来高管理について）

- ① 工事の施工に当たっては、関係法規を遵守し、常に適切な管理を徹底すること。
- ② 受注者は、設計の詳細図面に明記してある材料について、監督員の承諾を得て速やかに手配を行い、工事の進捗に遅延のないようにすること。また、設置前に監督員に連絡し、材料の検収を行うこと。
- ③ 工事完成写真作成の際は、工程ごとに各段階（着手前、施工状況、出来高管理、完成、その他）に整理し、過程が容易に把握できるようにすること。
- ④ 土木工事施工管理基準に基づき、出来高管理成果表・品質管理成果表を作成すること。
- ⑤ 遊具等の製作工場における品質確認検査（部材塗装前の溶接状況、塗装膜厚測定等）及び竣工時の社内検査（出来高確認）の状況写真を提出すること。
- ⑥ 構造上必要な地盤支持力について現地確認を行い、不足する場合は必要な措置を講じること。
- ⑦ 工事に伴い、周辺の既施設等を破損した場合は、発注者に報告後、受注者により補修等を行うこと。

7 提出書類

(1) 契約締結後14日以内（①のみ契約締結日から7日以内）

- ① 前払金申請書
- ② 測量・設計業務に係る書類
 - ア 測量・設計工程表
 - イ 管理技術者・担当技術者通知書（経歴書・資格証明書）
 - ウ 業務着手届

(2) 測量・設計業務完了時（履行期間前）

- ① 業務完了通知書
- ② 測量成果品（図面、観測原簿、計算簿、電子データなど）
- ③ 設計成果品（設計図書、構造計算書、数量計算書、概算工事費など）
- ④ 完成予想図（最終イメージパース）
- ⑤ 業務実施報告書
- ⑥ その他発注者が必要とする書類

(3) 工事着工時

- ① 工事着手届
- ② 現場代理人等通知書（経歴書・資格証明書）
- ③ 施工計画書（工事工程表含む）

- ④ その他発注者が必要とする書類
- (4) 工事完了時（完成検査実施日の10営業日前まで）
 - ① 工事完成通知書
 - ② 出来形図
 - ③ 出来形調書
 - ④ 品質管理調書
 - ⑤ 発生材マニフェスト
 - ⑥ 工事写真
 - ⑦ 材料承認及び試験票
 - ⑧ 工程管理書類
 - ⑨ 安全管理書類
 - ⑩ 遊具等の取扱説明書
 - ⑪ その他発注者が必要とする書類

8 提供資料

- (1) 位置図
- (2) 平面図
- (3) 施設平面図
- (4) 植栽平面図
- (5) 給水設備平面図
- (6) 電気設備平面図
- (7) 雨水排水設備平面図
- (8) 施設構造図
- (9) その他必要と判断した資料